

過去の検査結果からの要確認検査項目

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検 査 項 目 名	検査日	結果	状態	水質基準
フッ素及びその化合物	23/04/10	0.09	1/10 OVER	0.8mg/L以下
クロロホルム	22/07/11	0.0221	1/5 OVER	0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸	22/04/05	0.009	1/5 OVER	0.03mg/L以下
総トリハロメタン	22/07/11	0.0238	1/5 OVER	0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸	22/07/11	0.015	1/5 OVER	0.03mg/L以下
アルミニウム及びその化合物	22/04/05	0.180	1/2 OVER	0.2mg/L以下
カルシウム・マグネシウム等（硬度）	24/07/16	140	1/5 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	24/01/22	210	1/5 OVER	500mg/L以下

No.	検 査 項 目 名	浄水全項目	排水全項目 (1回)	2022	2023	2024	今年度 検査回数	計 画 設 定 理 由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○			1	
4	水銀及びその化合物	○	○	○			1	
5	セレン及びその化合物	○	○	○			1	
6	鉛及びその化合物	○	○	○			1	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○			1	
8	六価クロム化合物	○	○	○			1	
9	亜硝酸態窒素	○	○	○			1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○			1	※3
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※1
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○			1	※3
14	四塩化炭素	○	○	○			1	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○			1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○			1	
17	ジクロロメタン	○	○	○			1	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○			1	
19	トリクロロエチレン	○	○	○			1	
20	ベンゼン	○	○	○			1	
21	塩素酸	○		○	○	○	4	
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
23	クロロホルム	○		○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○			1	※3
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	4	※2
34	鉄及びその化合物	○	○	○			1	※3
35	銅及びその化合物	○	○	○			1	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○			1	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○			1	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	○	○	○	○	○	4	※2
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	4	
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○			1	※3
42	ジオオスミン	○	○	○			1	※4
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○			1	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※5
45	フェノール類	○	○	○			1	※3
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	○	12	
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	クリプトスポリウム指標菌 大腸菌						1	
55	クリプトスポリウム指標菌 嫌気性菌						1	
56	クリプトスポリウム等						1	レベル3(施設有り)だが、安全性確認のため指標菌及び原虫の検査を年1回実施する
57	水質管理目標設定項目						0	
58	浄水処理等関連項目						0	
59	原水放射能検査						0	
60	ゴルフ場使用農薬類						0	

[illegible]

過去の検査結果からの要確認検査項目

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検査項目名	検査日	結果	状態	水質基準
クロロホルム	22/07/11	0.0262	1/5 OVER	0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸	22/04/05	0.010	1/5 OVER	0.03mg/L以下
総トリハロメタン	22/07/11	0.0282	1/5 OVER	0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸	22/07/11	0.015	1/5 OVER	0.03mg/L以下
アルミニウム及びその化合物	22/07/11	0.082	1/5 OVER	0.2mg/L以下
カルシウム・マグネシウム等（硬度）	24/07/16	130	1/5 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	24/01/22	210	1/5 OVER	500mg/L以下

No.	検 査 項 目 名	浄水全項目	排水全項目 (1回)	2022	2023	2024	今年度 検査回数	計 画 設 定 理 由
1	一般細菌	○		○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
2	大腸菌	○		○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○		○			1	
4	水銀及びその化合物	○		○			1	
5	セレン及びその化合物	○		○			1	
6	鉛及びその化合物	○		○			1	
7	ヒ素及びその化合物	○		○			1	
8	六価クロム化合物	○		○			1	
9	亜硝酸態窒素	○		○			1	
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○		○			1	
12	フッ素及びその化合物	○		○	○		1	
13	ホウ素及びその化合物	○		○			1	
14	四塩化炭素	○		○			1	
15	1,4-ジオキサン	○		○			1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○		○			1	
17	ジクロロメタン	○		○			1	
18	テトラクロロエチレン	○		○			1	
19	トリクロロエチレン	○		○			1	
20	ベンゼン	○		○			1	
21	塩素酸	○		○	○	○	4	
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
23	クロロホルム	○		○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○		○			1	
33	アルミニウム及びその化合物	○		○	○	○	4	
34	鉄及びその化合物	○		○			1	※3
35	銅及びその化合物	○		○			1	
36	ナトリウム及びその化合物	○		○			1	
37	マンガン及びその化合物	○		○			1	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
38	塩化物イオン	○		○	○	○	12	
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	○		○	○	○	4	
40	蒸発残留物	○		○	○	○	4	
41	陰イオン界面活性剤	○		○			1	
42	ジェオスミン	○		○			1	
43	2-メチルイソボルネオール	○		○			1	
44	非イオン界面活性剤	○		○	○	○	1	
45	フェノール類	○		○			1	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○		○	○	○	12	
47	pH値	○		○	○	○	12	
48	味	○		○	○	○	12	
49	臭気	○		○	○	○	12	
50	色度	○		○	○	○	12	
51	濁度	○		○	○	○	12	
52	電気伝導率				○	○	12	
53	残留塩素				○	○	12	
54	クリプトスポリウム指標菌 大腸菌						0	
55	クリプトスポリウム指標菌 嫌気性菌						0	
56	クリプトスポリウム等						0	
57	水質管理目標設定項目						0	
58	浄水処理等関連項目						0	
59	原水放射能検査						0	
60	ゴルフ場使用農薬類						0	
								身延中央配水系 西谷と同系統のため、原水無し

[illegible]

過去の検査結果からの要確認検査項目

No.	検 査 項 目 名	浄水全項目	排水全項目(毎1回)	2022	2023	2024	今年度検査回数	計 画 設 定 理 由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○			1	
4	水銀及びその化合物	○	○	○			1	
5	セレン及びその化合物	○	○	○			1	
6	鉛及びその化合物	○	○	○			1	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○			1	
8	六価クロム化合物	○	○	○			1	
9	亜硝酸態窒素	○	○	○			1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○			1	※3
12	フッ素及びその化合物	○	○	○			1	
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○			1	
14	四塩化炭素	○	○	○			1	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○			1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○			1	
17	ジクロロメタン	○	○	○			1	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○			1	
19	トリクロロエチレン	○	○	○			1	
20	ベンゼン	○	○	○			1	
21	塩素酸	○		○	○	○	4	
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
23	クロロホルム	○		○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
25	ジブromクロロメタン	○		○	○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
29	ブromジクロロメタン	○		○	○	○	4	
30	ブromホルム	○		○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○			1	※3
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	4	※2
34	鉄及びその化合物	○	○	○			1	※3
35	銅及びその化合物	○	○	○			1	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○			1	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○			1	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	4	※2
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	4	
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○			1	※3
42	ジオオキシミン	○	○	○			1	※4
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○			1	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※5
45	フェノール類	○	○	○			1	※3
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	○	12	
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	クリプトスポリウム指標菌 大腸菌						12	
55	クリプトスポリウム指標菌 嫌気性菌						12	
56	クリプトスポリウム等						4	レベル3のため指標菌の検査を1回/月、原虫の検査を1回/3カ月実施する
57	水質管理目標設定項目						0	
58	浄水処理等関連項目						0	
59	原水放射能検査						0	
60	ゴルフ場使用農薬類						0	

[illegible]

過去の検査結果からの要確認検査項目

[illegible]

No.	検 査 項 目 名	浄水全項目	排水全項目 (年1回)	2022	2023	2024	今年度 検査回数	計 画 設 定 理 由	
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12		
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○			1		
4	水銀及びその化合物	○	○	○			1		
5	セレン及びその化合物	○	○	○			1		
6	鉛及びその化合物	○	○	○			1		
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○			1		
8	六価クロム化合物	○	○	○			1		
9	亜硝酸態窒素	○	○	○			1		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	1	※1	
12	フッ素及びその化合物	○	○	○			1	※3	
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○			1		
14	四塩化炭素	○	○	○			1		
15	1,4-ジオキサン	○	○	○			1		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○			1		
17	ジクロロメタン	○	○	○			1		
18	テトラクロロエチレン	○	○	○			1		
19	トリクロロエチレン	○	○	○			1		
20	ベンゼン	○	○	○			1		
21	塩素酸	○		○	○	○	4		消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4		
23	クロロホルム	○		○	○	○	4		
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4		
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4		
26	臭素酸	○		○	○	○	4		
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4		
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4		
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4		
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4		
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4		
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○			1	※3	
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○			1		
34	鉄及びその化合物	○	○	○			1		
35	銅及びその化合物	○	○	○			1		
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○			1		
37	マンガン及びその化合物	○	○	○			1		
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回	
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	○	○	○	○	○	4	※2	
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	4	※3	
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○			1		
42	ジオオキシミン	○	○	○			1		
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○			1	※4	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※5	
45	フェノール類	○	○	○			1	※3	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回	
47	pH値	○	○	○	○	○	12		
48	味	○		○	○	○	12		
49	臭気	○	○	○	○	○	12		
50	色度	○	○	○	○	○	12		
51	濁度	○	○	○	○	○	12		
52	電気伝導率			○	○	○	12		
53	残留塩素			○	○	○	12		
54	クリプトスポリウム指標菌 大腸菌						0		
55	クリプトスポリウム指標菌 嫌気性菌						0		
56	クリプトスポリウム等						0	レベル1のため、指標菌及び原虫の検査を実施しない	
57	水質管理目標設定項目						0		
58	浄水処理等関連項目						0		
59	原水放射能検査						0		
60	ゴルフ場使用農薬類						0		

[illegible]

[illegible][illegible]

過去の検査結果からの要確認検査項目

[illegible]

No.	検 査 項 目 名	浄水全項目	排水全項目 (1回)	2022	2023	今年度 検査回数	計 画 設 定 理 由
1	一般細菌	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○		1	
4	水銀及びその化合物	○	○	○		1	
5	セレン及びその化合物	○	○	○		1	
6	鉛及びその化合物	○	○	○		1	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○		1	
8	六価クロム化合物	○	○	○		1	
9	亜硝酸態窒素	○	○	○		1	
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	○	○	○	○	4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	1	※1
12	フッ素及びその化合物	○	○	○		1	※3
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○		1	
14	四塩化炭素	○	○	○		1	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○		1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○		1	
17	ジクロロメタン	○	○	○		1	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○		1	
19	トリクロロエチレン	○	○	○		1	
20	ベンゼン	○	○	○		1	
21	塩素酸	○		○	○	4	
22	クロロ酢酸	○		○	○	4	
23	クロロホルム	○		○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	4	
27	総トリハロメタン	○		○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	4	
30	ブロモホルム	○		○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	4	消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○		1	
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○		1	
34	鉄及びその化合物	○	○	○		1	
35	銅及びその化合物	○	○	○		1	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○		1	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○		1	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	12	
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	○	○	○	○	4	
40	蒸発残留物	○	○	○	○	4	
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○		1	※3
42	ジェオスミン	○	○	○		1	※4
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○		1	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	1	※5
45	フェノール類	○	○	○		1	※3
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
47	pH値	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	12	
53	残留塩素			○	○	12	
54	クリプトスポリウム指標菌 大腸菌					0	
55	クリプトスポリウム指標菌 嫌気性菌					0	
56	クリプトスポリウム等					0	レベル1のため、指標菌及び原虫の検査を実施しない
57	水質管理目標設定項目					0	
58	浄水処理等関連項目					0	
59	原水放射能検査					0	
60	ゴルフ場使用農薬類					0	

[illegible]

過去の検査結果からの要確認検査項目

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検査項目名	検査日	結果	状態	水質基準
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	24/04/15	1.80	1/10 OVER	10mg/L以下
カルシウム・マグネシウム等（硬度）	24/07/16	100	1/5 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	23/04/10	170	1/5 OVER	500mg/L以下
塩素酸	24/07/16	0.17	1/5 OVER	0.6mg/L以下

No.	検 査 項 目 名	浄水全項目	排水全項目 (毎1回)	2022	2023	2024	今年度 検査回数	計 画 設 定 理 由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○			1	
4	水銀及びその化合物	○	○	○			1	
5	セレン及びその化合物	○	○	○			1	
6	鉛及びその化合物	○	○	○			1	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○			1	
8	六価クロム化合物	○	○	○			1	
9	亜硝酸態窒素	○	○	○			1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	1	※1
12	フッ素及びその化合物	○	○	○			1	※3
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○			1	
14	四塩化炭素	○	○	○			1	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○			1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○			1	
17	ジクロロメタン	○	○	○			1	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○			1	
19	トリクロロエチレン	○	○	○			1	
20	ベンゼン	○	○	○			1	
21	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
23	クロロホルム	○		○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
25	ジブromクロロメタン	○		○	○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
29	ブromジクロロメタン	○		○	○	○	4	
30	ブromホルム	○		○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○			1	※3
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○			1	
34	鉄及びその化合物	○	○	○			1	
35	銅及びその化合物	○	○	○			1	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○			1	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○			1	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	○	○	○	○	○	4	※2
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	4	
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○			1	※3
42	ジオオキシミン	○	○	○			1	※4
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○			1	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※5
45	フェノール類	○	○	○			1	※3
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	○	12	
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	クリプトスポリウム指標菌 大腸菌						0	
55	クリプトスポリウム指標菌 嫌気性菌						0	
56	クリプトスポリウム等						0	レベル1のため、指標菌及び原虫の検査を実施しない
57	水質管理目標設定項目						0	
58	浄水処理等関連項目						0	
59	原水放射能検査						0	
60	ゴルフ場使用農薬類						0	

[illegible]

[illegible][illegible]

過去の検査結果からの要確認検査項目

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検査項目名	検査日	結果	状態	水質基準
クロロホルム	24/07/16	0.0102	1/10 OVER	0.06mg/L以下
総トリハロメタン	24/07/16	0.0114	1/10 OVER	0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸	22/07/11	0.006	1/10 OVER	0.03mg/L以下
アルミニウム及びその化合物	23/07/11	0.064	1/5 OVER	0.2mg/L以下
カルシウム・マグネシウム等（硬度）	22/04/05	59	1/10 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	22/04/05	88	1/10 OVER	500mg/L以下

No.	検 査 項 目 名	浄水全項目	排水全項目 (1回)	2022	2023	2024	今年度 検査回数	計 画 設 定 理 由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○			1	
4	水銀及びその化合物	○	○	○			1	
5	セレン及びその化合物	○	○	○			1	
6	鉛及びその化合物	○	○	○			1	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○			1	
8	六価クロム化合物	○	○	○			1	
9	亜硝酸態窒素	○	○	○			1	
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	○	○	○	○	○	4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○			1	消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
12	フッ素及びその化合物	○	○	○			1	
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○			1	
14	四塩化炭素	○	○	○			1	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○			1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○			1	
17	ジクロロメタン	○	○	○			1	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○			1	
19	トリクロロエチレン	○	○	○			1	
20	ベンゼン	○	○	○			1	
21	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
23	クロホルム	○	○	○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○	○	○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○			1	
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	4	
34	鉄及びその化合物	○	○	○			1	
35	銅及びその化合物	○	○	○			1	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○			1	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○			1	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	○	○	○	○	○	1	
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	1	
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○			1	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
42	ジェオスミン	○	○	○			1	
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○			1	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	
45	フェノール類	○	○	○			1	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	レベル3(施設有り)だが、安全性確認のため指標菌及び原虫の検査を年1回実施する
52	電気伝導率			○	○	○	12	
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	クリプトスポリジウム指標菌 大腸菌						1	
55	クリプトスポリジウム指標菌 嫌気性菌						1	
56	クリプトスポリジウム等						1	
57	水質管理目標設定項目						0	
58	浄水処理等関連項目						0	
59	原水放射能検査						0	
60	ゴルフ場使用農薬類						0	

[illegible]

過去の検査結果からの要確認検査項目

[illegible]

No.	検 査 項 目 名	浄水全項目	原水全項目 (1回)	2022	2023	2024	今年度 検査回数	計 画 設 定 理 由	
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12		
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○			1		
4	水銀及びその化合物	○	○	○			1	※3	
5	セレン及びその化合物	○	○	○			1		
6	鉛及びその化合物	○	○	○			1		
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○			1		
8	六価クロム化合物	○	○	○			1		
9	亜硝酸態窒素	○	○	○			1		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	1	※1	
12	フッ素及びその化合物	○	○	○			1	※3	
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○			1		
14	四塩化炭素	○	○	○			1		
15	1,4-ジオキサン	○	○	○			1		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○			1		
17	ジクロロメタン	○	○	○			1		
18	テトラクロロエチレン	○	○	○			1		
19	トリクロロエチレン	○	○	○			1		
20	ベンゼン	○	○	○			1		
21	塩素酸	○		○	○	○	4		消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4		
23	クロロホルム	○		○	○	○	4		
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4		
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4		
26	臭素酸	○		○	○	○	4		
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4		
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4		
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4		
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4		
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4		
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○			1	※3	
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○			1		
34	鉄及びその化合物	○	○	○			1		
35	銅及びその化合物	○	○	○			1		
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○			1		
37	マンガン及びその化合物	○	○	○			1		
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回	
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	○	○	○	○	○	4	※2	
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	4	※3	
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○			1		
42	ジェオスミン	○	○	○			1		
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○			1	※4	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※5	
45	フェノール類	○	○	○			1	※3	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回	
47	pH値	○	○	○	○	○	12		
48	味	○		○	○	○	12		
49	臭気	○	○	○	○	○	12		
50	色度	○	○	○	○	○	12		
51	濁度	○	○	○	○	○	12		
52	電気伝導率				○	○	○	12	レベル1のため、指標菌及び原虫の検査を実施しない
53	残留塩素				○	○	○	12	
54	クリプトスポリジウム指標菌 大腸菌						0		
55	クリプトスポリジウム指標菌 嫌気性菌						0		
56	クリプトスポリジウム等						0		
57	水質管理目標設定項目						0		
58	浄水処理等関連項目						0		
59	原水放射能検査						0		
60	ゴルフ場使用農薬類						0		

[illegible]

過去の検査結果からの要確認検査項目

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検査項目名	検査日	結果	状態	水質基準
クロロホルム	24/01/22	0.0072	1/10 OVER	0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸	24/01/22	0.005	1/10 OVER	0.03mg/L以下
トリクロロ酢酸	24/01/22	0.006	1/10 OVER	0.03mg/L以下
アルミニウム及びその化合物	22/04/05	0.027	1/10 OVER	0.2mg/L以下
カルシウム・マグネシウム等（硬度）	23/04/10	45	1/10 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	23/04/10	78	1/10 OVER	500mg/L以下
塩素素	24/07/16	0.35	1/2 OVER	0.6mg/L以下

No.	検 査 項 目 名	浄水全項目	排水全項目 (1回)	2022	2023	2024	今年度 検査回数	計 画 設 定 理 由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○			1	
4	水銀及びその化合物	○	○	○			1	
5	セレン及びその化合物	○	○	○			1	
6	鉛及びその化合物	○	○	○			1	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○			1	
8	六価クロム化合物	○	○	○			1	
9	亜硝酸態窒素	○	○	○			1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	○	○	○	○	4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○			1	
12	フッ素及びその化合物	○	○	○			1	
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○			1	
14	四塩化炭素	○	○	○			1	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○			1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○			1	
17	ジクロロメタン	○	○	○			1	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○			1	
19	トリクロロエチレン	○	○	○			1	
20	ベンゼン	○	○	○			1	
21	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
23	クロホルム	○		○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○			1	
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
34	鉄及びその化合物	○	○	○			1	
35	銅及びその化合物	○	○	○			1	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○			1	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○			1	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	○	○	○	○	○	1	※1
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	1	
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○			1	※3
42	ジェオスミン	○	○	○			1	※4
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○			1	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※5
45	フェノール類	○	○	○			1	※3
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	○	12	
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	クリプトスポリウム指標菌 大腸菌						1	
55	クリプトスポリウム指標菌 嫌気性菌						1	
56	クリプトスポリウム等						1	レベル3(施設有り)だが、安全性確認のため指標菌及び原虫の検査を年1回実施する
57	水質管理目標設定項目						0	
58	浄水処理等関連項目						0	
59	原水放射能検査						0	
60	ゴルフ場使用農薬類						0	

[illegible]

過去の検査結果からの要確認検査項目

[illegible]

No.	検 査 項 目 名	浄水全項目	排水全項目 (1回)	2022	2023	2024	今年度 検査回数	計 画 設 定 理 由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○			1	
4	水銀及びその化合物	○	○	○			1	
5	セレン及びその化合物	○	○	○			1	
6	鉛及びその化合物	○	○	○			1	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○			1	
8	六価クロム化合物	○	○	○			1	
9	亜硝酸態窒素	○	○	○			1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○			1	※3
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※1
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○			1	※3
14	四塩化炭素	○	○	○			1	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○			1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○			1	
17	ジクロロメタン	○	○	○			1	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○			1	
19	トリクロロエチレン	○	○	○			1	
20	ベンゼン	○	○	○			1	
21	塩素酸	○		○	○	○	4	
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
23	クロロホルム	○		○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○			1	※3
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○			1	
34	鉄及びその化合物	○	○	○			1	
35	銅及びその化合物	○	○	○			1	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○			1	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○			1	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	○	○	○	○	○	1	※1
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	1	※1
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○			1	※3
42	ジェオスミン	○	○	○			1	※4
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○			1	※5
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※3
45	フェノール類	○	○	○			1	※3
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	○	12	
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	クリプトスポリウム指標菌 大腸菌						0	
55	クリプトスポリウム指標菌 嫌気性菌						0	
56	クリプトスポリウム等						0	レベル1のため、指標菌及び原虫の検査を実施しない
57	水質管理目標設定項目						0	
58	浄水処理等関連項目						0	
59	原水放射能検査						0	
60	ゴルフ場使用農薬類						0	

[illegible]

過去の検査結果からの要確認検査項目

No.	検 査 項 目 名	浄水全項目	排水全項目 (1回)	2022	2023	2024	今年度 検査回数	計 画 設 定 理 由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	1	
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	1	※3
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	1	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	1	
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	1	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	1	
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	1	
20	ベンゼン	○	○	○	○	○	1	※3
21	塩素酸	○	○	○	○	○	4	
22	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	4	
23	クロロホルム	○	○	○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○	○	○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○	○	○	○	○	4	
26	臭素酸	○	○	○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○	○	○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
30	ブロモホルム	○	○	○	○	○	4	※3
31	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
34	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
35	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	○	○	○	○	○	1	※1
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	1	※3
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※4
42	ジエオスミン	○	○	○	○	○	1	※5
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	1	※3
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
45	フェノール類	○	○	○	○	○	1	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○	○	○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率	○	○	○	○	○	12	
53	残留塩素	○	○	○	○	○	12	大城配水系 大城と同系統のため、原水無し
54	クリプトスポリジウム指標菌 大腸菌						0	
55	クリプトスポリジウム指標菌 嫌気性菌						0	
56	クリプトスポリジウム等						0	
57	水質管理目標設定項目						0	
58	浄水処理等関連項目						0	
59	原水放射能検査						0	
60	ゴルフ場使用農薬類						0	

[illegible]